



DATE: 令和2年10月1日

いのちとくらしをまもる
防災減災

天竜川（上流部）河川協力団体の募集について

1. 概要

国土交通省天竜川上流河川事務所、天竜川ダム統合管理事務所では、天竜川（上流部）において「河川協力団体」を募集します。

河川協力団体指定制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、河川協力団体の指定を行います。

天竜川（上流部）では、平成25年度に5団体を指定しております。

【募集期間】令和2年10月1日（木）から10月28日（水）まで

2. 資料 天竜川（上流部）における河川協力団体を募集します。

3. 解禁 指定なし

4. 同時配布 このお知らせは、伊那記者クラブ、駒ヶ根市記者クラブ、飯田市記者クラブに同時配布しています。

5. 問合せ先 国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所

副所長 尾畑 伸之（おばた のぶゆき）

保全対策官 白鳥 浩司（しらとり こうじ）

電話 0265-81-6414（管理課直通）

国土交通省 中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所

管理課長 岡本 明（おかもと あきら）

電話 0265-88-3743（管理課直通）

令和2年10月1日

国土交通省 天竜川上流河川事務所
天竜川ダム統合管理事務所

天竜川(上流部)における 河川協力団体を募集します！

募集期間：令和2年10月1日（木）～令和2年10月28日（水）

■河川協力団体制度とは？

- ◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

■河川協力団体の活動内容の一例



外来植物駆除



樹木伐採作業



環境調査



シンポジウム

1. 河川協力団体の業務

(1) 河川協力団体の業務として期待している具体的な活動内容

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③河川の管理に関する調査研究
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤上記に掲げる業務に附帯する活動

(2) 対象となる区間

天竜川約104k(長野県境)から約213k(昭和橋)の国管理区間 他
天竜川(上流部)河川協力団体募集要項をご確認ください。

2. 資格および申請書類

天竜川(上流部)河川協力団体募集要項をご確認ください。

※ 募集要項は **天竜川上流河川事務所HP** をご確認ください。

(https://www.cbr.mlit.go.jp/tenryo/jimusyo/news/i_041/i_041.html)

問い合わせ先：天竜川上流河川事務所 管理課 Tel：0265-81-6414
天竜川ダム統合管理事務所 管理課 Tel：0265-88-3743